

農林水産物・食品輸出促進支援に関する覚書

関東農政局（以下「甲」という。）、北陸農政局（以下「乙」という。）及び関東経済産業局（以下「丙」という。）は、農林水産業の輸出力強化戦略（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）を踏まえ、地域の農林漁業者や中小企業のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取り組みが行われるよう、農林水産物・食品輸出促進支援を実施するにあたり、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 本覚書は、甲、乙及び丙が、政府目標である 2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円の達成に向け、農林漁業者や中小企業の農林水産物・食品輸出促進の取り組みを一層強化することを目的とする。

（支援プロジェクト）

第 2 条 甲、乙及び丙は、前項の目的を達成するために、農林漁業者や中小企業を両省の職員が共同で訪問し、課題を共有するとともに、両省が所管する海外展開支援策や輸出支援に携わる民間事業者等を活用した支援を柔軟に組み合わせて当該地域の魅力を引き出し、地域の事業者に寄り添った支援に連携して取り組むものとする。

（定例会議等）

第 3 条 甲、乙及び丙は、必要に応じて定例会議を開催し、農林水産物・食品輸出促進支援の企画立案、進捗状況の確認及び検証を実施して農林水産物・食品輸出促進支援の改善を図るものとする。

2 前項の他、甲、乙及び丙は、第 1 条の目的を達成するため、農林漁業者や中小企業の支援に向けた必要な連携を図るものとする。

（その他）

第 4 条 本覚書に定めがない事項及び本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

以上、覚書締結の証として、本書 3 通を作成し、署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成31年2月22日

関東農政局長

北陸農政局長

関東経済産業局長